

申告相談には事前予約が必要です

事前予約の方法および注意事項

次のいずれかの方法で申告相談希望日の時間帯（1時間単位）を予約します（各時間帯には定員があります）。

予約方法	インターネット予約	電話予約
アクセス先・電話番号	パソコンやスマートフォン、タブレットから予約可能です。  牧之原市 確定申告 検索 予約フォーム▶	予約受付専用ダイヤル ☎050 (5799) 2906
受付期間	2月3日(木)午前9時～3月14日(金)午後5時 (期間中は24時間、土・日曜日、祝日も受付可能)	2月10日(木)～3月14日(金) 受付時間：午前8時15分～午後5時 (土・日曜日、祝日は受付休止)
事前予約受付締切	申告相談希望日の3日前の午後11時59分	申告相談希望日の3日前の午後5時 (3日前が土・日曜日の場合は、その直前の金曜日の午後5時)
注意事項	(例) 申告相談希望日が 2月17日(木)の場合、2月14日(金) [ネット] 午後11時59分、[電話] 午後5時まで受け付け 3月14日(金)の場合、3月11日(火) [ネット] 午後11時59分、[電話] 午後5時まで受け付け 3月17日(日)の場合、3月14日(金) [ネット] 午後5時、[電話] 午後5時まで受け付け ▶令和7年1月1日現在、牧之原市に住所のある人のみ予約することができます。 ▶必ず申告相談者本人の氏名で予約してください（代理人が来場する場合でも、申告相談者本人の氏名で予約してください）。 ▶事前予約は、申告相談者1人につき1件とします（同一人物名義による複数件の予約が判明した場合は、その人の全ての予約を無効とします）。 ▶予約は1時間ごとの枠で、その時間枠内で順番に申告を行うため、必ずしも予約枠の開始時刻から申告が受けられるとは限りません。 ▶税理士による無料相談（2月17日(木)～20日(日)）を希望する場合は、予約受付専用ダイヤル（電話予約）でのみ受け付けます（インターネットでは予約できません）。 ▶予約受付専用ダイヤルでは、申告相談に関する個別のご質問（例：この収入で確定申告する必要があるか？）や税制に関するご質問にはお答えできません。島田税務署または税務課へお問い合わせください。 ▶感染症の拡大状況などにより、急きょ、申告相談会を中止する場合があります。	

※通信用料・通話料は予約者負担です。

事前予約の変更・キャンセル

最初の予約方法と同じ方法で手続きをお願いします。（例：最初の予約が[電話]の人は[電話]で手続き）

変更前予約の申し込み方法	インターネット予約	電話予約
変更またはキャンセル	最初の予約時に送信されたメールにあるリンクから、予約のキャンセルが可能です。変更の場合は、キャンセル後、再度予約フォームから予約をしてください。 ※予約後の自動返信メールが来ない場合は、予約受付専用ダイヤルからお手続きください。（一度、迷惑メールフォルダ内をご確認ください）	予約受付専用ダイヤル（☎050-5799-2906）へお問い合わせください。 ※変更の場合は、事前に変更希望日時を候補を数件ご用意ください。
受付締切	変更前の予約または変更希望日のいずれか早い日の3日前の午後5時まで *	

*インターネット予約・電話予約の受け付けは、3月14日(金)午後5時までです。これ以降に変更・キャンセルする場合は、平日の開庁時に税務課（☎0035）にご連絡ください。

書面にて確定申告書などの提出のみを行う皆さまへ（お知らせ）

税務署の内部事務のセンター化に伴い、昨年同様に確定申告書などはご自身で以下の宛先へ郵送にてご提出願います。（業務センターが集約処理を行っています）

【宛先】〒430-8584 浜松市中央区中央一丁目12番4号 浜松合同庁舎 名古屋国税局業務センター浜松西分室

- ▶国税庁・国税局・税務署では令和7年1月から、申告書などの控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。申告書などを書面でご提出する際には、申告書などの正本（提出用）のみのご提出（送付）をお願いします。
- ▶申告書などの提出年月日は必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

令和6年分

確定申告（市役所相談会場）のご案内

申告期間

2月17日(木)～3月17日(日)

問い合わせ

- ▶所得税や消費税など申告 = 島田税務署 ☎0547⑦3121
※所得税などに関する一般的な相談は電話相談センターへ。（自動音声案内「0」を選択）
- ▶市・県民税申告 = 税務課 市民税係 ☎0035

申告相談期間・会場（事前予約制）

	相良会場	榛原会場
期間	2月17日(木)～2月21日(金)	2月25日(月)～3月17日(日)
会場	相良庁舎3階会議室 *	榛原庁舎4階会議室
相談時間	午前9時～午後4時（午前8時50分開場、正午～午後1時は相談休止）	

*例年の「市史料館ホール」から変更となりました。
※土・日曜日、祝日は相談受け付けを行いません。
※国税庁から、申告所得税および復興特別所得税の申告期限延長が発表された場合でも、市役所での申告相談は3月17日までです。

2月17日(木)から20日(日)まで、税理士による無料相談も行います（午前9時30分～※定員あり）。相談対象者は次のとおりです。

- ①前年分の所得金額が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者（年金受給者を除く）
- ②①のうち、基準期間（令和4年分）の課税売上高が3,000万円以下の消費税課税事業者
- ③給与所得者および年金受給者（ただし、所得金額が高額な人や相談内容が複雑な人を除く）

申告相談に必要な持ち物・事前準備および注意事項

持ち物・事前準備	注意事項
<ul style="list-style-type: none"> ▶申告相談者本人のマイナンバーカード（持っていない場合は、通知カード+運転免許証など身分証明書の写し） ▶申告相談者本人名義の口座番号が分かるもの ▶収入を証明するもの（給与や年金の源泉徴収票、収支内訳書* など） ▶医療費控除明細書など（該当者のみ）* ▶控除証明書（保険料控除証明書など） ▶前年の確定申告書の控え ▶税務署から郵送されたお知らせハガキなど ▶準確定申告書付表（該当者のみ）* 	<ul style="list-style-type: none"> ▶会場には、予約した時間帯の開始10分前から入場できます。 ▶入場の際には、予約確認のため、申告相談者本人の身分証明書（マイナンバーカードなど）をご提示いただけます。代理人の場合にも申告相談者本人の身分証明書（写しでも可）が必要です。ご提示いただけない場合、当日の申告相談をお受けできません。 ▶必要な持ち物や事前準備に不足があった場合（医療費控除明細書の未作成や医療費通知の未添付など）は、当日の申告相談をお受けできません。別日に再来場となる場合は、改めてご自身で新規予約を取る必要があります。 ▶会場における申告相談の開始順は、内容などにより前後する場合があります。

*申告相談までに必要事項を記入し、完成させておいてください。様式は国税庁ホームページからダウンロードできます。また、税務課（榛原庁舎）、市民課相良②番窓口（相良庁舎）で配布もしています。

市役所の相談会場で申告相談できない申告

島田税務署の確定申告会場で対応	注意事項
<ul style="list-style-type: none"> ▶分離課税の申告（土地・建物や株式の譲渡など/公共事業への提供を除く） ▶1年目の住宅借入金等特別控除の申告* ▶青色申告 ▶令和5年分以前の申告 ▶災害などにより損害を受けた場合の申告 ▶消費税の申告 ▶贈与税の申告 ※上記以外でも専門性の高い申告などについては、島田税務署の確定申告会場で申告をお願いする場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ▶入場整理券（LINEアプリによる事前発行分・当日配布分）が必要です（詳しくは国税庁ホームページをご覧ください）。 ▶会場では、ご自身のスマートフォンで申告を行いますので、事前に「マイナポータル」アプリのインストールをお願いします。 ▶源泉徴収票などの必要書類、スマートフォン、マイナンバーカード、マイナンバーカード発行時に設定したパスワード（署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書）の準備をお願いします。 ▶税務署から郵送された確定申告書やハガキなどを持参してください。

島田税務署の確定申告会場

【会場】島田市地域交流センター歩歩路（島田市本通3丁目6番の1）
 【開設期間】2月17日(木)～3月17日(日)（土日祝除く）
 【開設時間】午前9時～午後5時（午後4時受付終了）
 *税務署では、自宅などからのマイナンバーカードを利用したe-Tax申告を推進しています。
 ※開設期間中は、島田税務署での確定申告相談は行いません。
 ※公共交通機関を利用してご来場ください。

*「住宅借入金等特別控除説明会」は、2月12日(火)～14日(木)の午前9時～午後5時に「歩歩路」で行います。上記注意点を確認のうえ、なるべく「牧之原市民指定日」の12日(火)にお越しください。